

医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院 指定通所（介護予防通所）リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人青樹会が開設する一之瀬脳神経外科病院通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なリハビリテーションの提供を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 利用者の心身の状況、生活環境などに配慮し、それに応じた適正かつ効果的な通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供するよう努める。
- 3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称および所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 一之瀬脳神経外科病院
- (2) 所在地 長野県松本市島立 2093 TEL 0263-48-6607

（従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1名以上
事業所の従業者の管理および業務の管理を行うとともに、診療、医学的管理および指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供にあたる。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 4名以上
指定通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。
- (3) 看護職員・介護職員 8名以上
指定通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供および看護もしくは介護にあたる。

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 毎週 月曜日～金曜日（12/30～1/3 は除く）
- (2) 営業時間 ・1日コース9:00～15:30
・午前半日コース9:00～12:30 ・午後短時間コース13:30～15:30

（指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は 80名とする。

- ・1日コース45名 ・午前半日コース35名 ・午後短時間コース10名

（指定通所（介護予防通所）リハビリテーションの内容）

第7条 実施する指定通所（介護予防通所）リハビリテーションは、次の通りとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 健康チェック

- (3) リハビリテーションマネジメント（介護給付）
- (4) 運動器機能向上（介護予防）
- (5) 食事サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 送迎

2 指定通所（介護予防通所）リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護（要支援）者に対する心身機能の維持・回復を図るため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、適切なリハビリテーションを実施する。

（利用料等）

第8条 指定通所（予防介護通所）リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、当該指定通所（介護予防通所）リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 昼食代等（おやつ代含む）650円（お粥、刻み食等の普通食以外は100円増）
- (2) 教養娯楽費（必要に応じて）
- (3) 紙おむつ代（実費）
- (4) 尿取りパット代（実費）

3 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所（介護予防通所）リハビリテーションに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を超えた地点から、片道 5 k mまで 200円
- (2) 実施地域を超えた地点から、片道 5 k m超 10 k mまで 400円、10 k mを超えた場合は 1 k m毎に40円を加算する。

（通常の営業地域）

第9条 通常の営業地域は以下の通りとする。

松本市、安曇野市、山形村（いずれも一部地域を除く）

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 当事業所のサービス利用に当たって留意すべき事項は、別紙の通りとし、利用者または家族に対して事前に文書で説明を行う。

（非常災害対策）

第11条 施設管理者は、防火管理者を任命し、火災、自然災害、その他防災対策について計画的な防災訓練と設備改善を図り利用者の安全に対して万全を期す。その実施については年2回以上の消防、通報、避難訓練等を行うものとする。

2 事業者は非常災害が発生した際、利用者の安全確保後、直ちにサービスを停止し、別に事業所の定める規定に基づいて利用者の帰宅又は避難所までの輸送支援を行い、事業所がサービスの提供が可能と判断するまで、サービスの停止をいたします。

（虐待防止）

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとします。

2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合、事業者が別に定める規定に基づき、関係各所への連絡等、迅速かつ適切な対応をいたします。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人青樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (附則) 1. この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。
2. この規程の一部を改定し、平成27年7月1日より施行する。
3. この規程の一部を改定し、令和6年3月15日より施行する。

附則 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

| | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 平成20年 7月 1日 一部改定 | 平成20年11月10日 一部改定 | 平成20年12月20日 一部改定 |
| 平成21年 9月 1日 一部改定 | 平成22年 1月 1日 一部改定 | 平成22年 4月 1日 一部改定 |
| 平成22年 9月 1日 一部改定 | 平成23年 4月 1日 一部改定 | 平成23年10月 1日 一部改定 |
| 平成24年 4月 1日 一部改定 | 平成24年 7月 1日 一部改定 | 平成25年 6月 1日 一部改定 |
| 平成26年 4月 1日 一部改定 | 平成27年 4月 1日 一部改定 | 平成27年 7月 1日 一部改定 |
| 平成29年10月 2日 一部改定 | 令和 4年 2月 1日 一部改定 | 令和 5年12月 1日 一部改定 |
| 令和 6年3月 31日 一部改定 | | |

サービスご利用にあたってのお願い

1. 健康状態に異常を感じたり、気分が悪くなった時は、直ちに職員へ申し出て下さい。また、万一病状の急変が生じた場合又はその他必要な場合には、事前に収集した緊急連絡表を使用し、かかりつけ医または協力医療機関および家族、身元引受人等関係者に連絡を行います。
2. 非常災害が起こった時は、安全確保後、帰宅支援又は避難所までの輸送支援を行います。状況により送迎サービスが困難な場合はご家族と相談のうえ、お迎えをお願いする場合がありますのでご了承ください。
3. やむを得ずサービス利用日に医療機関の受診予定が重なった場合は、早めに受診日時をご連絡下さい。また、サービスの利用に引き続いて受診される時は、当施設玄関先までお迎えをお願いします（ご利用中の緊急受診はスタッフが対応致します）。
4. 午前 10 時までに来所できない場合または早退予定がある場合は、その日の入浴サービスのご利用ができませんのでご了承下さい。
5. 送迎時間に大幅に遅れた場合は、送迎サービスが受けられないことがあります。
6. 下記の症状のある方は、感染拡大防止のためご利用をお断りしております。
 - ・体温が 37.0℃以上の場合
 - ・インフルエンザが疑われる場合
 - ・嘔吐又または下痢が続き、流行性胃腸炎が疑われる場合
 - ・その他、他利用者様への感染のおそれがある場合
7. 37℃以上の発熱がある場合は、原則としてご帰宅とさせていただきます。ご家族に連絡を致しますのでお迎えをお願いします。
8. 緊急連絡先については、必ず連絡が取れる連絡先を提示してください。また、変更があった場合は速やかに申し出てください。
9. 利用者様の状態把握のため、定期的に、処方されている薬情報の控えをいただきます。
10. 食べ物の持ち込みはご遠慮下さい（低血糖等で医師や看護師の指示がある場合を除きます）。
11. 携帯電話の所内での使用はご遠慮下さい。必要な場合は、職員誘導のうえ玄関ホールで使用いただけますので声を掛けて下さい。
12. 施設内での歩行や体操、トレーニング中にイヤホン等は使用しないで下さい（補聴器は除きます）。
13. 施設内での喫煙、飲酒、金銭や物品の貸し借り、宗教活動、政治活動、その他周囲に迷惑を及ぼすような行為は自重し、秩序、風紀、安全衛生の維持に協力するものとします。

以上